

家族の不連続化と墓の継承

井上 治代

— 新潟県西蒲原郡M寺の檀家調査を中心に —

一 はじめに

日本の家は戦後法的には廃止されたにもかかわらず、慣行として存在し続けている。たとえば、形態のうえで夫婦家族であつても、欧米のそれとは違って理念としては直系制家族であつたり、また産業化・都市化の波を受けて夫婦制家族の理念が浸透している場合でも、どこかに直系制家族の名残をとどめる家族が少なくない。したがって、現代家族の変容を捉えるには、夫婦家族制の浸透と直系家族制の残存との相互規定的な在り方を追跡する手法が有効となる。そのさい筆者は、尺度として祖先祭祀、とりわけ現代社会で家意識をもつとも強く残す「墓の世代的継承」を指標とする。墓に付随するもののなかで直系制家族に整合しない現象があれば、そこから逆照射して、家族の変容を浮き彫りにしよう、というのが本研究のねらいである。

隠居複世帯制の家族については、親子同居の直系制家族が日本の家の支配的類型であつたことを考慮して、本稿では直接の対象とはしなかった。したがって、日本の家を日本における直系制家族もしくは直系家族制として代表させて議論を

展開することを、お断りしておく。しかし、家の特徴ともいえる祭祀の超世代的継承がみられたという点で両者は異なるので、「墓の世代的継承」という指標からの両者の比較は今後の課題として留保したい。

二 直系制家族の循環と補充戦略

森岡清美は直系制家族のライフサイクルを、Ⅰ二世代の夫婦が重なるが、家長権は親のほうにある↓Ⅱ父親の隠居あるいは死亡によって、若いほうに家長権が移っている↓Ⅲ母親も死んで若い世代の核家族のみへ移行、という段階区分をした。このⅢからⅠへ移行することによって直系家族は世代的に循環し、そして、家の継承は「家長権の継承」をもって実質的に機能していく。

そのさい「長男子継承」が一般的な慣行となっている地域で、慣習通りの長男子継承を可能ならしめるためには、Ⅲの長男が「配偶者を確保」し、さらに「男子の出生と成長」が必要条件になってくる。

1 配偶者の確保……………Ⅲの長男が配偶者を確保すること（Ⅰへの移行）
2 男子出生・成長……………Ⅲの長男夫婦に男子が生まれ、成長すること
ところが、この男子の出生は、人間の生殖を基盤としているため例外が起こる可能性を含み、その成長は、病気などのアクシデントを常にはらんでいる。そこで「配偶者が確保」できなかったり「長男の出生と成長」という要件が満たされなかった場合は、一般的には次のように補充されてきた。

- 1 配偶者なし……………弟か養子が継承
- 2 a 子供なし……………養嗣子、両養子
- 2 b 女子のみ……………婿養子

男系の単独相続に関して、坪内玲子は「人間の生殖活動を基礎とするので、たえず例外の取り扱いを考慮に入れる必要

があつた。「発達した『家』制度においては、例外発生の頻度は高く、制度それ自体がこれらの例外の許容を前提として維持されてきた」と指摘している。明治民法の家督相続人の条項(第九七〇条)をみてもわかるように、家督相続人を特定するのではなく、「立場」とその相関関係で規定している。つまり継承は、親等の①近い…遠い、②ジェンダー(男性…女性)、③正当性(嫡出…非嫡出)、④ジェンダー…正当性、⑤年長…若年といった順序をもつた諸要素の位階づけとして表現されているのである。

この点について、Jane M. Bachnik は、「継承は一連の補給戦略を経て再定義され、その戦略において親族関係は、一つのありうる補充のための選択肢なのである」という見解を示している。そして「親族関係と日本の家(世帯)の関係を考察し、『立場』position(これが家の企業と宗教的側面とに深く関係している)が、親族関係よりもはるかに適切な準拠枠であると提案」⁽⁴⁾している。

「長男子相続」の場合、長男子を欠く事態が発生する頻度が高ければ、補充要員として二男以下の確保も必要となる。しかし長男が無事成長すれば二男以下は分家に出さねばならず、男子の確保も家の資源の大小に応じなければならないという制約と駆け引きがある。さらに長男であっても、義務の遂行に失敗しかねない性向や病気を理由に排除して、次男や養子が相続人となる場合もある。これらはまさしく家存続のための「戦略」といえる。その意味では、位階づけこそ異なるが「末子相続」「選定相続」や「姉家督相続」もまた世代的継承の戦略のひとつの結果である。

三 家族の不連続化と墓の継承問題

家は家系上の先人である先祖を祀り、世代を超えて永続することが期待され(連続性)、またそれを可能ならしめる「継承性」(家長権の継承、祭祀権の継承等)に際立った特質がある。現代日本における墓もまた、「家墓」を代々継承者を決めて永続的に使用していく継承システムを残している。ところが戦後の民法改正で導入された夫婦家族制は、そのライフサイ

クルからいって、一代限りで消滅する「不連続」の家族である。この夫婦制家族の本質的な側面と、直系制家族の基本的要件である世代的継承に基づく「連続性」を基本とした祖先祭祀——墓や仏壇の継承——との間に整合性を欠き、社会的・精神的な葛藤・確執となって今日的な問題として浮かび上がってきている。

すなわち、未婚化・晩婚化・離婚率の上昇を背景とした前出の1「配偶者なし」や、少子化を背景とした2a「子供なし」、2b「女子のみ」のケースが増える一方で、夫婦制家族の理念が根づいた典型的な現代家族は、家の永続性を当然とする意識が希薄になり、超世代的にひとつの地域に存続しようと努めたり、家系の存続を強く求めて、メンバーを養子で補充することもあまり一般的ではなくなった。このように家族が「不連続」化傾向を強めているにもかかわらず、依然として墓は継承システムをとって「連続性」が求められているため、継承者のいない者には墓を売らないなどの社会的差別を引き起こしている。また、子供がいても結婚して改姓する女子では姓の違う実家の墓が継ぎにくいということから、妻の実家の墓の継承困難を引き起こしている。また少子化社会にあつては、仏壇や墓を抱えた者どうしの結婚が増えるなか、一組の夫婦が双方四人の親の介護や看取りをかかえるだけでなく、双方の仏壇や墓などの祭祀継承を課せられるケースが増えて、夫方、妻方の両家を一緒に祀る「両家墓」も増えている。

このような家族の不連続化と墓の継承難を背景に、一九八五年、比叡山延暦寺の「久遠墓」を先駆として継承者が必要としない「永代供養墓」と呼ばれる合祀墓⁵⁾が登場し、その数は九〇年代に入って漸次増加している。このことは、夫婦制家族の増加や、あるいは直系制家族の循環構造におけるIIIからIに移行するさいの要件を欠いた人々が、もはや補充戦略をとらず、直系制家族から逸脱して夫婦制家族に向かっている様子をうかがわせる。

以上のような問題意識から、調査地を伝統的な家族や墓が存在する新潟県西蒲原郡巻町角田浜とし、その中で跡継ぎ難を背景に継承者が必要としない新たな形態の合祀墓「安穩廟」を設立した妙光寺（日蓮宗）の檀家を主な調査対象として、家や墓の継承について検証した。

四 角田浜村の家の継承と補充——一八八四年(明治一七)編成「戸籍簿」による——

妙光寺の檀家調査に先駆けて、過去の角田浜⁽⁶⁾における家族構成や家の継承と補充について知るために、一八八四年(明治一七)編成の「戸籍簿」を分析した。この戸籍簿は「角田浜村」と表記され編成当時から近郊の三村が合併して「角田村」になる一九〇一年(明治三四)までの一七年間を対象に記載されたものである。

戸籍編成当時、寺社五、空地三戸分を除くと一七一番戸が存在した。村の人口を算出すると一三〇九人になる。⁽⁷⁾ 家族構造は、直系家族一一(64・9%)、夫婦家族が五〇(29・2%)、複合家族一〇(5・9%)世帯となり、直系家族が多いが、夫婦家族や複合家族も少なからず存在した。ただし夫婦家族の中には、直系制家族の段階的夫婦家族も考えられる。また角田浜村では、土地を多く所有した本家に複合家族の割合が多かったことから、直系家族を基本としながら、農業の人手確保としての複合家族の形成が考えられる。

戸主の性別は、男性一六五人、女性が六人であった。また、戸主の前戸主との続柄は、長男が九一人(53・2%)と最も多く、二男三八人(22・2%)、養子一人(10・5%)、三男一人(6・4%)、第六人(3・5%)、四男四人(2・3%)の順になった。女性戸主は、六人のうち長女四人(2・3%)で、妻一人(0・6%)、妹一人(0・6%)であった。長女の四人はみな分家して女戸主となったケース⁽⁸⁾で、夫の死亡による妻の戸主権継承は一世帯のみに止どまった。この場合、男子がいないうケースである。この結果から、二男以下で家を継承した者が意外と多いことに気づく。しかし、この中には長男が亡くなったために二男以下が継承したケースや、二男以下が分家し、新たな家を創設して戸主となった者(二男九人、三男四人、四男三人)も含んでいる。そこで分家や養子のケースを除外して、家の継承順位と、二男以下の兄の有無を調べて、実質長男の継承の割合を算出した。前戸主の弟は実子ではないが、前戸主の死亡によって、実質長男になっているので、家の継承順位を明らかにするとき、対象に含まれると判断し、カウントしている。そうした補正作業をした結果、

実子のなかで実質長男による継承率は九二・四％の高率になった。

ちなみに、家の継承者とならなかつた長男一人中七人が独身者、つまり1「配偶者なし」である。残る三人は、同居後分家一人、退隠一人、その他一人であつた。また養子によつて家を継承した一人のうち、一五人までが婿養子であり、2 a 「子供なし」より2 b 「女子のみ」の家のほうが多かつたことがうかがえる。こうしてみると明治期の角田浜は、家の存続のために、長男子相続を基本としつつも、あらゆる補充戦略を駆使して家を継承してきたことがわかる。

五 妙光寺角田浜檀家の継承と補充——一九二二年（大正一〇）～一九九五年（平成七）の時系列分析から——

（一）大正期の家族構成と職業

妙光寺には一九二一年（大正一〇）五月三〇日付の『檀家名簿』が存在する。⁽⁹⁾三八カ所からなる地区に檀家が住所別に配列され、戸主氏名と職業、家族員数とその性別が記されている。それによると当時の妙光寺の檀家は現在の巻町を中心に隣の西川町などにまたがつて二二八世帯があつた。男四七〇人、女五三〇人、合わせて一〇〇〇人である。ちなみに一九九五年現在では、二二八世帯のうち三三・三％が「絶家・離檀・無縁化」している。

当時の角田浜在住の檀家三二世帯中、半檀家三世帯を除く二九世帯を対象に世帯員数を調べると、総員一六〇人÷二九世帯＝平均世帯員数五・五人で、その分布は三人と八人がそれぞれ六世帯と多かつた。世帯員数の多い家族は典型的な直系家族で、少人数の家族は、直系制家族の家族周期の段階的夫婦家族か、女性の分家世帯などである。この点では、明治期と同様であつた。

また、角田浜三二世帯の職業は、農一〇、工一一、商六、漁五世帯で、工業は大工や石工などである。この地域では半農半漁、あるいは農業を中心としながらも、田畑は少なく、しかもごくわずかの土地を所有するだけか、まったく農地をもたない者が大半を占めていたので、天災害で不作不漁の時などは多くの人の出稼ぎが常態化していた。とくに男性は「浜

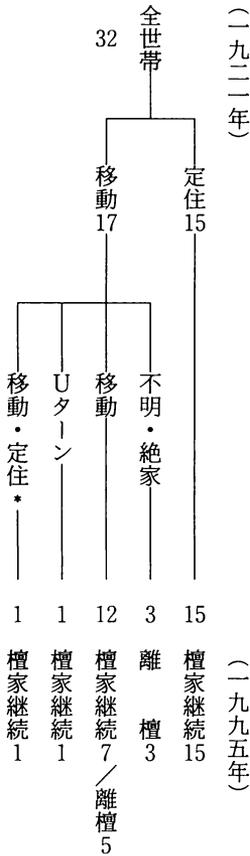
大工」といわれ、大工を専業として各地に出稼ぎに出た。女性は「毒消し」の行商が盛んであった。これらの出稼ぎ者が、やがて移動地で定着していくことになる。

(二) 継承・補充・移動

一九二一年の「檀家名簿」に記載されている家族のうち、角田浜在住の檀家が九五年現在までの七四年間に、家と墓をどう継承したか、⁽¹⁾次代継承状況を含めて調査した。調査の方法は、妙光寺住職、檀家(元教員、檀家総代ら)からの聞き取り調査と、調査票による「妙光寺檀家調査」を一九九五年九月〜一〇月に実施した。主な調査内容は(1)家族状況、(2)系図、(3)家・墓の継承意識、などで、補足資料として寺の過去帳・近年の檀家名簿などを用いた。そのさい、〈定住家族〉と〈移動家族〉に分け、〈定住家族〉は角田浜と曾根の両地区に限定し、調査票を配布・回収方式で行った。〈移動家族〉については移動後、妙光寺の檀家を継続し住所のわかる全世帯に対して郵送方式で行った。

一九二一年時の角田浜在住家族(全世帯三二)のうち、調査期間中、終始定住した家族が一五、移動を経験した家族が一七、そのうち角田浜へUターンした家族が一世帯、移動地で長男が後を継ぎ、角田浜の家は次男が継いだ移動・定住両方が一世帯、また移動後、不明・絶家の檀家は三世帯であった(表1)。

表1 角田浜檀家家族の〈定住〉〈移動〉の変遷と檀家継続の有無



家長権の繼承については、一九二二年の家長を第一世代とすると、九五年現在は高齢の第二世代が家長であるか、第二世代が亡くなっていけば第三世代が繼承している（表2）。

表2 世代と家長権の繼承（一九二一年—一九九五年）

[第一世代]	……一九二二年当時の世帯主（第二世代目1人を含む） ⁽¹²⁾ 、既に死亡
[第二世代]	……現在六〇〜七〇代 世帯主か、死亡
[第三世代]	……現在四〇〜五〇代 親が死亡の場合、世帯主
[第四世代]	……現在一〇代前後

角田浜の檀家がすべて実子で家を繼承したわけではない。対象期間内に世帯主に関わる「養子縁組」が確認できた家は一三世帯で全体の四〇・六％に及び、合計件数は一八件にもなった。かなり高い比率で「養子縁組」が行われ、家族のメンバーが補充されてきたことがうかがえる。ちなみに角田浜より内陸部の曾根地区でも、一九二一年の檀家世帯一八のうち九世帯が「養子縁組」を経験し、その確率は五〇％で合計一五件になった。

2 a 「子供なし」のために養子縁組した家は、角田浜・曾根ともに五件ずつみられた。他は2 b 「女子のみ」の家が娘に婿養子を迎えるというケースで、角田浜で一三件、曾根で一〇件と、「子供なし」よりは多い。対象期間中に二回以上、世帯主に関わる養子縁組が確認できた家は角田浜で四世帯、曾根で五世帯あり、そのうち三回もの養子繼承があった家は、両地区に一世帯ずつあった。

(三) 定住家族の次代繼承

定住家族の類型は、一五世帯中、直系家族が一一世帯（三世代同居が九、二世代同居が二）で、七割以上を占めた。他は、夫婦家族が二世帯、高齢単身世帯が二世帯である。この定住家族の現況をみると、第四世代で繼承者となるべき「男子」を確保できているか否かを指標にして、二つのグループに大別される。一五世帯のうち、男子を確保できている九世帯を

表3 角田浜〈定住家族〉の次代継承状況

区分	継承者の状況	定住家族の世帯番号	総数
[X] 群	男子あり	NO. 1, 3, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 15	9戸
[Y] 群	子供なし	NO. 2, 5, 9	6
	未婚男子	NO. 4, 11	
	長男妻の実家へ	NO. 6	

〔X〕群、さまざまな理由からそれが確保できていない（直系家族の循環構造におけるⅢからⅠへ移行するのを阻む要素をもった）六世帯を〔Y〕群として分類したのが（表3）である。

〔Y〕群の具体的な内訳は、2 a 「子供なし」が三世帯、第三世代の男子が未婚で1 「配偶者なし」というケースが二世帯、そのほか長男はいるが妻方と同居しているケースが一世帯である。

1 「配偶者なし」の世帯は、男子はあるが三〇代後半、四〇代後半と、ともに中年未婚のケースである。たとえばZ〇の家族は、世帯主が七〇歳、息子が四六歳で、息子は親と同居し生計をともにしている。

このまま結婚しなければ、家族の継承は困難である。結婚しても男子が生まれるかどうかのハードルがさらにある。ただ、現世帯主は農業をやめて運転手に転業しているので、家業の後継者は求められていない。しかし祭祀の継承者の問題は残る。

過去の時代にも未婚の長男や婚出できない叔父・叔母が家族の成員となっているケースも戸籍簿に多々見受けられたが、その場合は貧困により婚出できなかったり、他に家の継承者を確保したうえで未婚であったという点で、現代のそれとは事情が異なっている。現代社会で三五歳以上の未婚男子が多いのは、農漁村に限ったことではないが、農漁村部の長男の未婚化は、角田浜をみるかぎり「親子同居」の家規範が親や地域社会に残存しながら、若者を中心に夫婦家族の「親子別居」志向が浸透しつつあるという矛盾する状況にその一因があるといえるだろう。

さらに未婚化の背景に、長男長女社会がある。産業化に伴う農村からの若者の流出は、主に家を継ぐ長子以外の子供の流出を意味し、農村では都会に先駆けて長男長女社会を余儀なくされることになった。こういった跡継ぎどうしで結婚したのがZ〇〇の世帯主の息子（第三世代）である。『妙の光』⁽¹⁴⁾によれば「農家の長男で祖父母、両親と同居のせい、三二歳に

なつても結婚に縁遠かつた」。そこで人を介して知り合つたのが現在の妻である。妻は三姉妹の長女として「農家の大事な跡取り娘」であつたので、長男との結婚を両親が猛反対し、両親の同意が得られぬまま二人は駆け落ちまでして結婚に踏み切つた。現在は妻の両親の理解を得たが、妻の実家の祭祀継承の問題を抱えている。

またZ.O.は、家業は農業であるが、長男がサラリーマンになつて婚出し、その妻も家を継承すべき立場にあつて、長男夫婦が妻方の親と同居したケースである。二男が長男にかわつて家を継ぐ意志があるのに、世帯主は「家を継ぐのは長男」であると主張し、二男の継承を拒否して「高齢単身世帯」でいる。長男は、自分の親と別居することによつて配偶者を確保したが、Z.O.やZ.O.IIのように同居にこだわれば配偶者を確保できない場合も考えられた。

このように直系制家族における「同居」規範がありながら、長男長女社会の到来が跡継ぎどうしの組み合わせを余儀なくし、男系のみ単系の継承を許さない状況が折り重なつて、墓の継承問題にも発展している。

(四) 継承困難が予測される定住家族——「Y」群の次代継承意識

継承困難が予測される〈定住家族〉「Y」群の現状を前項で紹介したが、これらの世帯が、今後、家や墓をどのように継承しようとするのかを探つてみたい。

これまで家を継承する男子がいない場合、養子縁組によつて継承者が補充されてきた。〈定住家族〉の第三世代をみると、四〇歳前後の二人が養子縁組を経験している。他に〈移動家族〉の第三世代にも養子縁組を経験した家族が一世帯みられた。こうしてみると、現代でも養子による継承者の補充は行われていることがわかる。その意味では、角田浜は今もなお直系制家族であるといえるだろう。

しかし一方では、戦前までの家意識とは違い、直系制家族の存続基盤が変質しつつあることを推察させる状況も提示されている。特徴的なのは、〈定住家族〉で養子縁組をした二世帯である。ともに2b「女子のみ」の家族が娘に婿養子をもつらう形の養子縁組であるが、農家でありながら、婿養子は家業を継承していない点である。Z.O.IIは、娘が農業を継承

表4 角田浜〈定住家族〉[Y]群の継承についての世代別意識

継承者の状況	世帯 NO	第2世代の意識	第3世代の意識
子供なし	NO.2	養子を取ってまでも	絶えても今はしかたがない
	NO.5	養子を取ってまでも	絶えても今はしかたがない
	NO.9	無回答	不在
未婚	NO.4	合祀墓があればいい	無回答
	NO.11	絶えても今はしかたがない	絶えても今はしかたがない
長男が妻の親と同居	NO.6	養子を取ってまでも	絶えても今はしかたがない

し、NO.12は農業は親夫婦が担い、娘はパート・タイマーの仕事に出て、婿は電気店を開業している。家業（農業）の継承をあきらめなければ婿養子が確保できない事態に、親世代が一步譲った感がある。

〈定住家族〉の現状は、一五世帯中、六世帯が次代の継承に問題を孕んでいることがわかったが、次代も養子縁組によって家が継がれるのだろうか、といった疑問が残る。そこで、今後を予測するために、意識調査の中に次代の継承意識を問う質問を設けた。ここでは特に次代の継承に問題を孕む角田浜定住家族「Y」群についてふれることにしたい。「Y」群の親世代の第二世代では「養子を取ってまでも継承したい」と考える人は多いが、子世代の第三世代では回答者のすべてが「絶えても今はしかたがない」と答えた(表4)。これはあくまでも意識調査の域を出ないが、ある程度の将来予測にはなるであろう。だとすれば、次代では養子縁組によって家を継承させようとする意識は希薄化する傾向にあることがわかる。

しかし、潜在的に継承問題を抱えている家族数例で、予測をたてるのはあまりにも危険であろう。そこで角田浜・曾根両地区の檀家の親世代(第二世代)六五人と子供世代(第三世代)五二人に対して、次のような設問と選択肢を用意した。

「今後もしあなたの家に跡継ぎがなくなったら」と質問したところ、第二世代の親世代では「家や墓が絶えても今はしかたがない、それまでだと思ふ」が二人(33・8%)と一番多かったが、「養子や婿養子を取っても家や墓を継承したい」も二人(32・3%)とかなり高率だった。ところが、第三世代の子供世代では「家や墓が絶えても今はしかたがない、それまでだと思ふ」が二三人(44・2%)と高く、「養子や婿養子を取っても家や墓を継承したい」は七人(13・5%)と低かった。二番目に多

表5 角田浜〈定住家族〉次代継承状況

区分	継承者の状況	定住家族の世帯番号 NO	総数
[X] 群	男子あり	NO. 16, 18, 19, 21, 22, 24, 25, 27	8戸
[Y] 群	子供なし	NO. 17, 29	4
	女子だけ	NO. 28	
	未婚男子	NO. 32	
[Z] 群	離檀・不明	NO. 23, 26	5
	不明・絶家	NO. 20, 30, 31	

(五) 移動家族と継承

一度でも移動を経験した家族一七世帯中、家族形態が不明な五世帯を除く一二世帯の中で、直系家族は七世帯五八％と、定住家族よりは少ないもののその割合は高かった。そこでこれらの家族の次代継承状況をみると、第四世代で男子を確保できている世帯は八世帯、2a「子供なし」一世帯、第三世代が2b「女子だけ」一世帯、「未婚」配偶者なし」が一世帯、家族の存在は確認されているが「離檀」したことよって状況が「不明」となった世帯が二世帯、まったくの「不明・

かったのは「祭祀の継承者が絶えても存続し供養されるような墓があればいい」の一人(26・9％)で、「安穩廟」希望者七人(13・5％)と合わせれば、二人(40・4％)にもなる。以上のことから、第三世代では「養子縁組をしてまで、家や墓の永続性を求めない」という結果が顕著に表われた。

さらに同調査の「家を継いでいることが、負担に思うことはあるか」という質問に対しては、第二世代の親世代では「最初から負担に思ったことはない」が二人(36・9％)と最も多く、「考えたこともない」と「最初は負担だったが今はそう思わない」が一六人(24・6％)と同数で続いた。それが第三世代の子世代になると「今もたまたま負担に思う」二三人(44・2％)が最多で、「考えたこともない」が二人(23・1％)と続いた。

このような結果から推測するに、家制度が強固だった時代に生まれ育った親世代は長男であれば家を継ぐことは疑う余地のないことで、負担に思う人は少なかったようだ。それが戦後生まれの息子の代では、継承意識はあるものの、どこかで負担に思うことがある。孫の代になればさらに変わることが考えられる。

絶家」の三世帯となった。移動家族では〈定住家族〉にはなかった離檀・絶家が存在する。これを「乙」群とした(表5)。

〈移動家族〉の「Y」群には、〈定住家族〉の「Y」群に見られなかった「女子だけ」という問題要因が増えている。定住家族の場合では、女子だけの家は「婿養子」という補充策をとったので、継承問題を孕んだ家族にはならなかったが、〈移動家族〉の NO.28 は、長女は婚出し、二女は親と同居(二九歳)、今のところ婿養子の縁組はしていない。

〈移動家族〉の中にも婿養子を迎えた家族は存在する。NO.25 がそれで、長女(第三世代)が婿養子(四八歳)を迎え、前世帯主はその婿養子に世帯主の座を譲って同居している。この NO.25 の家族と、婿養子を補充しない NO.28 の家族とは、家族の歴史が違っていた。NO.25 の前世帯主は一九一六年(大正五)、その妻は一九一二年(大正元)の生まれで、孫との三世帯同居家族である。大正の初期に生まれた人間が夫婦そろって存在し、しかも家の創設者(女性、生没一八四二—一九一九年)からその後「養子—婿養子—実子—婿養子」と四代の間に三回の養子縁組をして継承してきた家族である。前世帯主はこの間の唯一の実子継承者であり、苦労して家を継承してきたために、家意識が強い。一方、NO.28 の世帯主は一九四〇年(昭和一五)生まれで五五歳。父は世帯主が七歳の時の一九四七年(昭和二二)に亡くなり、母は角田浜で他の息子(世帯主の弟、シングル、一九八三年死亡)と生活し、一九九四年死亡した。したがって世帯主は、親世代の影響をあまり受けず、夫婦家族志向が見受けられる。このように移動家族の中にも伝統的な継承意識を残す家族と、夫婦制家族意識が浸透している家族とが見受けられる。夫婦制家族意識が根づけば2b「女子だけ」の家は、婿養子を取らず、不連続化の傾向を呈する可能性が高いと思われる。

結びにかえて

調査によって、対象期間中に角田浜や曾根に住む妙光寺の檀家の約四〇五割が養子縁組を一回以上経験していることがわかった。このような補充によって存続してきた直系制家族であるが、戦後の民法改正による夫婦制家族理念の浸透や産

業化、都市化を経て、その実態が変質しつつあることもわかった。直系制家族の長男の結婚は親との同居が条件であるために、配偶者の確保が困難であったり、継承の責務を抱えない二男・二女以下の者の都市への流出は、農村地帯にいち早い長男長女社会の到来をもたらし、残る継承者同士の組み合わせでは、相互の家の継承が困難になることから結婚難も招来している。そうした中で、婿養子を迎えた家では、農家であってもすでに「家業の継承」を条件とはしていないことも判明した。

また調査対象者の家や墓の次代継承予測にも、不連続化の傾向が表れていた。第二世代に「養子を取ってまで継ぎたい」と思う人が三割はいるものの、「絶えても仕方がない」と考える人も三割存在し、第三世代では「絶えても仕方がない」は四割以上になった。実際に次代に継承困難な状況にある家族の第三世代は、無回答を除けば、みな「絶えても仕方がない」と答えた。また定住家族の第三世代では、跡継ぎのいない人を容認する者が半数以上いて、「いつか自分もそうなるかもしれないと思う」が三割以上で続き、「継承者が絶えても続く墓」を求める人が約四割いる。直系家族でありながら、跡継ぎがない現実が到来した時、養子で補充するよりも継承者を必要としない墓へ移行する人の方が多いことがわかった。

本稿では紙面の制限上割愛したが、結果のみを記すならば、妙光寺の継承者を必要としない合祀墓「安穩廟」の購入者を含めて、すでに養子によるメンバーの補充を行わず、直系制家族のライフサイクルから「逸脱」して夫婦制家族に移行していく姿もとらえられた。

また移動家族の中で、親を故郷に残して都会へ出た第二世代が、結婚して生まれた子供のうち長男が都会の家を継ぎ、二男が故郷の家と祖先祭祀を継いだケースが見受けられた。こうなると、継承された家と創設された家の判断は難しい。親子同居の原則からいえば、移住先が継承され家であるが、従来の土地・屋敷を継承し、先祖を祀っているのは角田浜の家である。このように、かつての家的な性格を完全に備えた直系制家族は減少の一途をたどっている。分類上、直系家族であっても、質的な変化が進行していることは疑いない。

(1) 竹田旦は、家の定義には狭義と広義の二つの立場があるとしたうえで、「父系による超世代的な連続をめざす観念は、西南日本でも看取される。たとえば、長崎県五島地方のいわゆる隠れキリシタンの間でさえ、位牌祭祀と位牌継承をきわめて重視するという一例にも象徴されるように、西南日本でも一般に位牌を『家』のシンボルと考え、これを介して『家』の超世代的連続を目ざしているとみることができるのである。少なくとも超世代的な連続の指向という『家』の特性を西南日本で析出することはきわめて容易であり、この点をもって西南日本の家族を『家』と規定することもできるわけである」といい、西南日本の家族も、祭祀の「世代的継承」をもって広義の家に相当しうると述べている(竹田旦「西南日本における家族慣行」『日本民俗学』第九〇号一九七三年二月)。

(2) 森岡清美『家族周期論』培風館、一九七三年、五八―六三頁

(3) 坪内玲子『日本の家族―家の連続と不連続』アカデミア出版会、一九九二年、一頁。

(4) Jane M. Bachnik Recruitment Strategies for Household Succession: Rethinking Japanese Household Organization. *Man*, 18, pp.160-82

(5) 一九八〇年代後半に登場した継承者が必要としない墓は、一般的には「永代供養墓」と呼ばれている。その他「合祀墓」「集合墓」などともいわれ、東京都や横浜市では「合葬式」の用語を採用している。森謙二は、この墓を、新たな「総墓」形態として位置づけ、総墓を「複数の家族あるいは血縁関係にない人々が一つの墳墓あるいは納骨堂を共有している墓制の形態」と定義する。その名の「ソウボ」「ソウバカ」は、秋田県河辺郡雄和町水沢や石川県・福井県の浄土真宗系の寺院においては日常的に用いられている同様の墓の呼び名を採用したものである(森謙二「総墓の諸形態と祖先祭祀」『家族・親族と先祖祭祀』国立歴史民俗博物館 研究報告 第四一集、一九九二年、二五五―三一五頁)。一方、同様の墓を、藤井正雄は「合葬墓」の一形態に位置づけた。(藤井正雄「合葬墓の慰霊形態―その伝統と展開―」『祖先祭祀の儀礼構造と民俗』一九九三年、五九三―六〇五頁)。本研究では、「祭祀継承者の有無」を問題とすることから、「祭祀の継承者を必要とせず、墓の運営者および縁者によって合同に祭祀される墓」の意で「合祀墓」の語を使用する。これらの墓の詳細は、拙著『いま葬儀・お墓が変わる』三省堂一九九三年、二四三―二五三頁参照。

- (6) 角田浜は、江戸時代には「角田浜村」と呼ばれ、天領と長岡藩領に編入されるのを交互に繰り返した。一九〇二年(明治三五)に角田浜、越後浜、四ツ郷屋が合併して行政村「角田村」(角田村大字角田浜)となり、さらに一九五五年(昭和三〇)には巻町に統合された(巻町角田浜)。
- (7) 近年の角田浜は二〇〇戸前後とあまり変化がなく、一九九五年三月現在で七七九人(男三六五人、女四一人)である。
- (8) 角田浜周辺の地は、女性の出稼ぎ「毒消し売り」が盛んであったために、経済力を持った女性が実家から分家し、毒消し行商で稼いだお金で一家を成す者もいた。女性戸主は結婚をせず、養子、とりわけ行商ができる養女をもらって家を継承させるケースが多い。角田毒消し行商は、幕末に隣村の角海浜村にはじまり、角田浜は一八九一年(明治二四)ごろから一九五五年(昭和三〇)ごろまで続いた。
- (9) 「臨時宗勢調査施行細則第一条及第十条ニ依り申告候也」と記され、宛名が「管長大僧正河合日辰」とあり、宗門に提出されたものである。
- (10) 半檀家制は一戸の家で男性と女性の檀那寺をもつ習俗で、夫婦別寺帰属のほか、男子・女子・嫁の帰属のあり方で三カ寺帰属のケースを見出すことから、複檀家制ともいわれている。調査地では「半檀家」といい、嫁の帰属は実家ではなく、婿家の女寺である。角田浜周辺の檀家にも半檀家は少数であるが点在し、詳細は現在調査中である。
- (11) これまで、家の「祭祀継承」の多くは、「家の継承」とともに「家長(世帯主)」がなくなってきた。よって今後、本稿で「家の継承」について論を進めていくが、それはとりもなおさず「祭祀の継承」について論じていることでもある。
- (12) 一九二一年の直後に世帯主が亡くなった一ケースは、他の家より一世代多くなるので、この場合、二一年当時の世帯主と二世代目を第一世代とした。
- (13) これより以下、定住家族や移動家族の中から、特定の家族にふれるとき、それぞれの通し番号で記すこととする。
- (14) 妙光寺が檀家と安穩廟購入者を対象に発行している妙光寺教報「妙の光」復刊一五号(一九九五年六月二五日)
- (15) この場合の「次代」とは第四世代をいう。

(文教大学女子短期大学部非常勤講師・社会学)